様式第1号（第7条関係）

東神楽町認可外保育施設利用者助成金交付（変更）申請書

※第　　号

東神楽町長　様

年度の上記助成金交付について、必要書類を添えて申請します。

申込年月日	令和　　年　　月　　日

申請者	住　所	東神楽町	
	氏　名	印　　電話番号	ー

	氏　　名	生　年　月　日	性　別	年令	備　考
入所児童	(ふりがな)	平成・令和　年　月　日	男　・　女	才	
入所保育施設	所在地				
	保育所名				
	電話番号				
保育実施期間	年　月　日　から　　年　月　日　まで				

○入所児童の家庭の状況

区分	氏　　名	入所児童との続柄	生　年　月　日	性　別	職　業（勤務先 通学先 通園先）	障害者手帳の有無 ※有の場合は写しを添付 ※（ ）内には症状を記入	備　考
入所児童の世帯員			・　・	男・女		無・有（　　）	
			・　・	男・女		無・有（　　）	
			・　・	男・女		無・有（　　）	
			・　・	男・女		無・有（　　）	
			・　・	男・女		無・有（　　）	
			・　・	男・女		無・有（　　）	
生活保護の状況	適用なし　適用あり（　　年　月　日保護開始）						

○助成金振込口座

金融機関名	銀行・信金 信組・農協	支店名	本・支店 出張所	預金種類	普通　・　当座
口座番号 ※右から詰めて記入ください。		口座名義（カタカナ） ※申請者本人の口座に限ります。			

※　私を含む世帯全員は、本申請の審査にあたり、町が関係書類の内容等を公簿等によって確認すること及び児童の在籍状況について当該認可外保育施設等に確認すること、並びに市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧することに同意します。

保護者氏名　　印

注）申請内容に変更が生じた場合は、同様式にて変更箇所を記入のうえ、速やかに提出してください。

記入上の注意

この「東神楽町認可外保育施設利用者助成金交付申請書」は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、東神楽町教育委員会こども未来課に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1 「入所児童」欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」欄は該当するものを〇で囲んでください。
2 「入所保育施設」欄は、通所中の認可外保育施設の所在地、保育所名及び電話番号を記入してください。
3 「保育実施期間」欄は、通所中の認可外保育施設の通所契約期間を記入してください。
4 「入所児童の世帯員」欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入してください)及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「障害者手帳の有無」の欄は、該当するものを〇で囲んでください。また、世帯員の中で入所児童の他に幼稚園や保育所に入所している者がいる場合は、当該施設名　を「職業」の欄に記入してください。

助成金について

1 当助成金交付の該当基準は、町立及び認可保育所に入所できる基準を満たしており、かつ両親以外の同居している親族等が児童の保育ができない場合に限られます。

保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒をみている者)が次のいずれかの事情にある場合です。

(1) (家庭外労働)児童の親が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。
(2) (家庭内労働)児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。
(3) (親のいない家庭)死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合。
(4) (母親の出産等)親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合。
(5) (病人の看護等)その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合。
(6) (家庭の災害)火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。

2 申請の際は、次の書類も合わせて提出してください。
①認可外保育施設入所決定通知書の写し
②就労(内定)証明書等
③課税証明書等
※課税証明書等につきましては、4月～8月分の保育料については前々年の1月1日時点で、9月分～3月分の保育料については前年の1月1日時点で東神楽町に住民票がない方のみ提出が必要となります。それ以外の方は**提出不要**です。

3 助成の可否決定は、東神楽町認可外保育施設利用者助成金等交付決定通知書により通知します。
4 助成金の月額は、東神楽町認可外保育施設利用者助成事業実施要綱第6条により算出します。
5 助成金の交付請求は、第1期目を4月から6月までの保育料に係る交付請求を7月末日まで、第2期目を7月から9月までの保育料に係る交付請求を10月末日まで、第3期目を10月から12月までの保育料に係る交付請求を翌年1月末日まで、第4期目を1月から3月までの保育料に係る交付請求を4月15日までに、保育料等支払証明書を添付のうえ東神楽町認可外保育施設利用者助成金交付請求書を提出してください。
6 偽りその他不正の手段により助成を受けた場合は、助成額の全部または一部を東神楽町認可外保育施設利用者助成金返還命令書によって返還していただきます。
7 町税等に滞納がある場合は、助成金を不交付もしくは保留する場合があります。